

基本方針 7 子どもの貧困対策の推進（韮崎市子どもの貧困対策推進計画）

【現状と課題】

平成 29 年の調査によると、本市の子どもの相対的貧困率は 9.7%となり、10 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態であることが把握されました。子どもが貧困であることは、子どもが所属する世帯が貧困であると考えられ、貧困のために十分に教育を受ける機会等に恵まれないことや、栄養や住環境の不十分さなど、多様な原因が絡み合い成長後も再び貧困層となってしまう、いわゆる「貧困の連鎖」に巻き込まれやすい状況にあります。そのため、現在から将来にわたって全ての子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるようとする施策が求められています。

本市では子どもの貧困の状況やそれに対応する事業について、既に様々な組織や事業、サービスが展開されておりますが、アンケートによると一部の保護者からは書類の煩雑さや内容にわかりにくさを感じていること、子育ての費用が軽減される支援や「居場所」や「学習支援」につながるニーズが高いことがわかりました。

そのため、市の事業を整理し、ニーズにあった情報を発信するとともに、行政の制度や事業では届かない地域の民間団体が行う子どもの貧困への取り組みを把握し支援につなげていくことや、市が保有する様々な情報を活用し、関係機関と連携して必要な支援策を展開していくことが課題と言えます。

施策の方向

- (1) 子どもの貧困の状況把握
- (2) 情報の共有化・見える化と各機関を「つなぐ」
- (3) 子どもの貧困世帯に対する支援策の展開

(1) 子どもの貧困の状況把握

子どもの貧困への対応をするために、子どもや子育て世帯が貧困にある状況を把握します。

主な取り組み	
1	親の妊娠・出産期からの保健師による子ども世帯の把握 親の妊娠・出産期においては、母子保健サービスにより保健師による子ども世帯の把握を行うと同時に、養育環境や経済的状況等を把握することに努めます。また、その段階において相談窓口や貧困対策の情報を保護者に提供します。
2	相談時における状況把握 市で行っている各種の相談事業を活用し、世帯の状況を把握することに努めます。また、各課において貧困を背景とした相談を受けた場合は、福祉課に情報提供を行うよう要請し、必要な支援につなげます。
3	学齢期における状況の把握 全ての子どもが通う学校において、家庭状況をはじめとした、さまざまな情報把握を行い、必要な支援につなげます。
4	地域での相談 地域の目は、子どもや子育てを支援する際に重要な見守りの役割を果たします。しかし、一方で、貧困が関わる場合は、対象者が地域との関わりについて壁を感じる可能性があり、十分に注意を払って対応に当たる必要があります。地域において活動する団体や組織に対しては、子どもの貧困対策の取り組みについて十分な説明を行い、気になる状況を把握した場合には、必ず情報の一元化の元となる福祉課への連絡を行うよう要請し、情報が不注意に周囲に漏れない体制づくりを行います。

(2) 情報の共有化・見える化と各機関を「つなぐ」

「支援が必要な子どもの情報」を必要とする支援につなぎ、かつ、貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。

主な取り組み	
	情報の一元化と相談体制の確立
1	相談等で集められた情報は、「韮崎市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱うとともに、情報を一元的に管理し、相談内容の蓄積を行い、相談者に応じた適切な支援につなげます。また、相談を受ける担当者については、子どもの貧困に対する理解のための研修を計画し、適切な対応と質の向上に努めます。
2	情報の共有と各機関へのつなぎ 学校を軸として、子どもや子育て世帯の状況の把握に努め、様々な資源を活用できるよう「学校プラットフォーム化」に向けて、韮崎市の子どもにおける学校の位置付けについて検討します。 地域で活動する団体やサービスに関する情報を把握し、子どもの貧困対策に有効となる情報の共有化を図ります。また、山梨県が実施する地域コーディネーターの養成研修を活用し、地域ネットワークの構築に努めます。
3	情報の見える化 市内にある様々な公共施設、地域で活動する各団体や各団体で実施するサービス内容の情報については把握に努め団体との連携を図ります。また、貧困対策にかかわる新しい事業の立ち上げや規模拡大の動向に注視し、子どもの貧困対策として有益な活動に対して支援を検討する等地域資源との結びつきを図ります。
4	情報の発信 公的支援や地域資源の情報について、既存の媒体の活用はもとより、保護者からのニーズが高かった電子媒体やSNSの活用を検討します。

(3) 子どもの貧困世帯に対する支援策の展開

国の『子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）』において、子どもの貧困対策に対する重点施策として①「教育の支援」、②「生活の安定に資するための支援」、③「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、④「経済的支援」が示されたことを踏まえ、4つの視点から子どもの貧困世帯に対する支援策を推進します。

①教育の支援

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが、能力・可能性を最大限に伸ばしていくようになるため、学校の授業以外での学習機会の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない子どもに対する学習支援を推進します。また、多様な体験活動の機会提供に取り組みます。

主な事業		
1	子ども・子育て支援事業 子ども・子育て支援法に基づき、子育て施設に対する支援の仕組みを共有化し、利用料や副食費について保護者の負担軽減を図り、施設への財政支援を行います。	福祉課
2	学校プラットフォーム化 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、いじめや不登校等の未然防止、早期対応への相談支援体制の充実を図ります。	教育課
3	就学援助事業 経済的に余裕のない世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の全部または一部を支給します。	教育課
4	特別支援教育振興事業 特別支援学級に在籍する世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の必要額を支給します。	教育課
5	小学校バス通学補助事業、中学校遠距離通学費補助事業 通学に係る経済的負担を軽減するため、通学費の一部を助成します。	教育課
6	学習支援事業の推進 既存の「学習支援事業」について、利用者の意見や課題把握に努め、利用しやすい環境を整備します。また、学習支援事業の意向がある団体等を把握し、子どもの学習支援の継続に努めます。	福祉課
7	武田の里サマースクール 学校の授業以外での学習機会の場を設け、多様な体験活動の機会を提供します。	教育課

②生活の安定に資するための支援

親の妊娠・出産期から家庭の状況を総合的に把握し、学校給食や子ども食堂等による食事の提供支援や子どもの居場所づくり等に取り組み、生活に困難を抱える世帯に対する生活支援の充実を進めます。

主な事業		
1	妊娠出産包括支援事業 妊娠期から子育て期における育児不安等を解消するため、継続して包括的な支援を実施します。	健康づくり課
2	利用者支援事業 斐崎すくすく子育て相談センター（「子育て支援センター」・「保健福祉センター」）にて、利用者支援専門員による子育てに関する相談を実施します。	福祉課
3	家庭児童相談員設置事業（再掲） 子どもや子どもを取り巻く環境における幅広い問題に対応するため、家庭児童相談員を配置して、子ども及びその家族に対する相談事業を推進します。また、支援が必要とみられる子どもに関しては関係機関へつなぐなど、適切な対応に努めます。	福祉課
4	生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮世帯に対し、相談兼就労支援員を配置し、相談及び必要なサービスの提供を実施します。また、支援が必要な子どもや世帯の情報の一元管理し、必要な公的機関や地域資源へのつなぎを行います。	福祉課
5	母子健康教育事業 育児不安の解消、虐待等の予防や子育て支援の充実を図るため、母親等に対して各種の教育事業を実施します。	健康づくり課
6	母子健康診査事業 妊娠・乳幼児の疾病予防、心身の発達の遅れや虐待等の早期発見につなげる健康診査事業を実施します。	健康づくり課
7	母子相談・訪問事業 妊娠・出産・育児における不安の解消と虐待等の防止及び子育て支援のため、個別相談や訪問による指導を実施します。	健康づくり課
8	地域子育て支援センター管理運営事業 子育て支援の拠点及び憩いの場を提供します。	福祉課
9	食糧支援事業 子どものいる経済的支援が必要な世帯で、食糧が必要とされる世帯に対して、既存の「食糧支援事業」に加えて、学校が長期休暇となる期間に合わせて無償で食糧を提供し、世帯把握や相談につなげます。	福祉課

主な事業		
10	食育の推進 乳幼児期、学童期、思春期等の各ライフステージにあわせて、バランスの取れた食事や共食の推進に取り組みます。	健康づくり課
11	学校給食による食育の推進 子どもの望ましい食習慣の定着に向け、学校給食を通じて「食」の重要性を知らせるとともに、教科と連携した食育を継続的に進めることで、栄養・食生活に関する意識や食行動の改善に取り組みます。	教育課
12	子ども食堂の支援 子どもの居場所づくりを目的として子ども食堂を開設・運営する団体の取り組みを把握し、子ども食堂の維持・推進に必要な支援を検討します。	福祉課
13	児童センターの運営 児童の健全な育成が図れるよう、垂崎、北東、北西、甘利の各児童センターにおいて、学校の放課後等の適切な遊びと生活の場を提供します。	福祉課
14	放課後子ども総合プラン推進事業 穂坂小学校児童の放課後等における安全及び居場所の確保を図るため、「放課後子ども教室」を開設します。	教育課
15	ファミリー・サポート支援事業 保護者の個々のニーズに対応できる育児支援サービスを提供するため、「ファミリー・サポート・センター」を開設し、利用促進のため利用料を助成します。	福祉課
16	子育て短期支援事業 一時的に家庭において、養育困難となった子どもの生活を確保するため、児童福祉施設を利用する際の費用負担を助成します。	福祉課
17	父親子育て応援事業 積極的な育児への動機づけを図るため、父子健康手帳と育児グッズを提供します。	健康づくり課
18	生活困窮者住居確保給付事業 生活困窮世帯に対し、安定した住居（賃貸住宅）の確保を図るため、給付金を支給します。	福祉課

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活に困難を抱える保護者は、正規雇用の割合が少なく、安定的な就労に結びつきにくい状況等がみられるため、ハローワーク等と連携し、生活に困難を抱える保護者への就労相談や支援を行います。

主な事業		
1	ひとり親世帯向け就労支援 母子家庭等の母または父に対し、資格の取得を容易にし、就業を支援することで生活の安定を図ります。	福祉課
2	生活困窮者向け就労支援 最低限の生活を維持することが困難な方の相談に応じ、ハローワーク等と連携し就労に関する支援を行います。	福祉課
3	長期的な取り組みが必要な方への支援 引きこもりや精神疾患等により、社会との接点が少ない時期を長く過ごした方が就労への意欲がある場合に、社会復帰と就労につながるよう、障害福祉サービスの活用等も検討しながら、それぞれのケースに見合った支援を計画的に行います。	福祉課

④経済的支援

家庭の生活状況に応じた保護者に対する各種手当や子ども医療費助成、貸付制度などの経済的な支援により、生活に困難を抱える子育て家庭などの生活基盤を支えます。

山梨県等が窓口となっている事業についても、県が作成したリーフレット「やまなし子どもサポート情報」の活用をはじめ情報把握に努め、市に窓口がないという理由で受給に結びつかないということが起きないように必要な支援を行います。

主な事業		
1	児童手当 子育てにかかる費用の一部を軽減させるため、中学校終了前までの間、当該手当を支給します。	福祉課
2	児童扶養手当施行事業 ひとり親家庭の生活を支援するため、子どもが 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日を迎えるまでの間（障がいを有する場合は 20 歳未満）、当該手当を支給します。	福祉課
3	ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭の医療にかかる経済的負担を軽減するため、満 18 歳未満の子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	福祉課
4	ひとり親家庭支援事業 祖父母が児童を養育している家庭の経済的な負担を軽減するため助成金を支給します。	福祉課
5	養育医療費助成事業 入院養育が必要とされる未熟児に対する医療費の軽減を図るため当該経費を助成します。	健康づくり課
6	子ども医療費助成事業 医療費に係る経済的負担を軽減するため、満 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	福祉課
7	生活保護 病気や事故、失業などで収入が減り生活が困っている人が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための給付を受けられます。	福祉課